

マイナンバー及び法人番号 の提供にご協力をお願いします！

当行は、平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にもとづき、税分野での行政手続(法定調書や申告書などへの記載等)のため、お客さまにマイナンバー及び法人番号のご提示をお願いすることがございます。

銀行でマイナンバー及び法人番号が必要な主な取引

**法令により個人・法人を問わず、
マイナンバー及び法人番号の提示が必要です。**

個人の方：「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。
法人の方：「法人番号指定通知書」をご持参ください。(作成日から6か月経過している場合は、法人を確認できる書類(登記事項証明書等)も必要となります。)

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- 国外送金(支払い・受け取りなど)
- 教育、結婚・子育て贈与専用口座

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- 定期預金・定期積金・通知預金
- 国外送金(支払い・受け取りなど)

※銀行では、マイナンバー及び法人番号を法定調書や非課税申告書などへの記載等に利用します。